

西予市災害廃棄物処理計画～概要版～

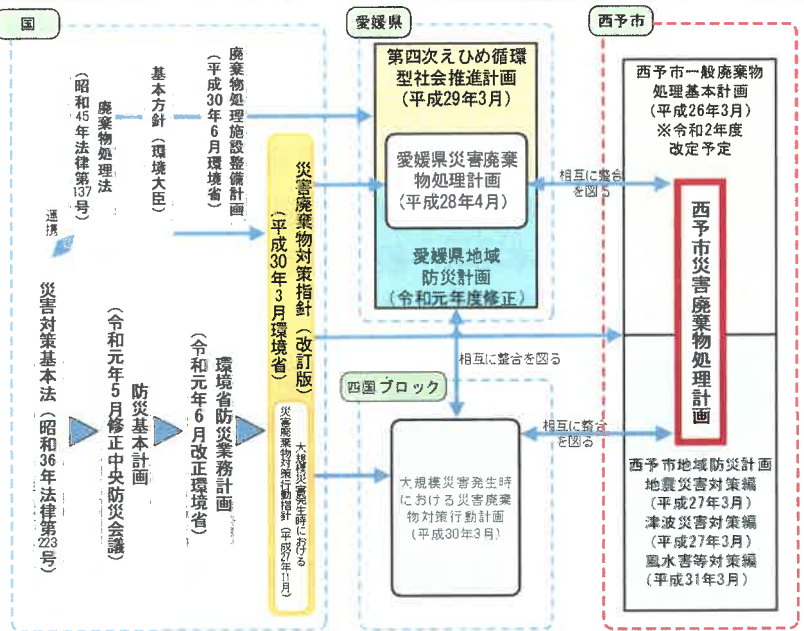
令和元年 12月 西予市

1 計画の概要

計画策定の背景、目的及び位置付け

我が国は、自然的条件から災害が発生しやすく、災害に対する備えなくしては成り立たない国土である。平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震など近年発生した災害は、社会に与える影響が大きく、多くの災害廃棄物も発生している。四国地方では、平成 30 年 7 月豪雨等の災害により大きな被害が発生している。

「西予市災害廃棄物処理計画」は、災害が発生した場合に備え、市民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の迅速かつ適切な処理の促進を図ることを目的として、策定した。



想定した災害

対象とする災害は地震災害及び風水害であり、設定した災害の概要等は次のとおりである。

- (被害の内容)
- 地震の直接的な影響を受けるもの
 - ：揺れ・液状化・急傾斜地崩壊・火災
 - 地震により生じる津波の影響を受けるもの
 - ：建物の倒壊・浸水・津波堆積物
 - 風水害の直接的な影響を受けるもの
 - ：土砂災害・浸水

想定する災害	内容等
【地震災害】 南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	西予市：最大震度 6 弱～7 が想定 (右図)
【風水害】 平成 30 年 7 月豪雨	 西予市宇和町の被害状況

写真の出典：「西予市復興まちづくり計画」(平成 31 年 3 月、西予市)

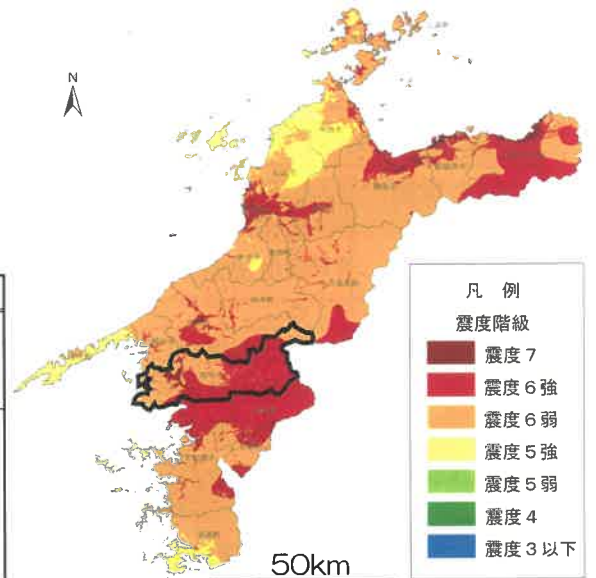


図 南海トラフ巨大地震(陸側ケース)の最大震度予測(出典：「愛媛県地震被害想定調査報告書」(平成 25 年 12 月、愛媛県))

対象とする災害廃棄物

対象とする災害廃棄物は以下に示すとおりである。

- 地震や津波、風水害等の災害によって発生する廃棄物(木くず、金属くず、可燃物 …等)
- 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物(災害片付けごみ、避難所ごみ、し尿)

2 災害廃棄物対策（平常時）

組織体制・指揮命令系統

組織体制・指揮命令系統は「西予市地域防災計画」（平成31年3月）に準ずるものとし、災害発生時において市長を本部長とする災害対策本部を組織する。

なお、災害発生時の廃棄物の処理に関する事項等は生活福祉対策部（市民衛生班）が担当する。

協力・支援体制

本市は、他自治体及び民間事業者と災害発生時における災害支援協定を締結している。物資支援や情報伝達等に係る協定は多いものの、災害発生時の廃棄物の運搬に係る協定が少ない状況であり、今後、それら協定の締結を検討していく必要がある。

また、現在、本市は一般廃棄物処理施設を保有していないことから、災害廃棄物の処理等に関する協定の締結が重要となる。

【他自治体等との協定例】 協定の締結数：28件（令和元年11月末時点）

- ・「中国・四国地方の災害発生時の広域支援に関する協定」（中国5県及び四国4県）
- ・「災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定」（愛媛県及び愛媛県内市町）…等

【民間事業者との協定例】 協定の締結数：23件（令和元年11月末時点）

- ・「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」（社団法人愛媛県建設業協会）…等

職員の教育訓練

災害発生時に計画及び対策の実行主体となる市職員は、防災に関する様々な知識と判断力が要求される。本市職員は、愛媛県による大規模水害を想定した図上訓練等の教育訓練を受けている。

仮置場の検討

名称	内容	設置場所
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理を行うまでの保管、また、輸送効率を高めるための積替え拠点として設置。 ・発災現場から災害廃棄物を集積した後に分別する。 	「三瓶漁港物揚場」、「運動公園野村球場」、「鉦山跡地」、「西予市衛生センター」等計48箇所を候補とする。
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・各仮置場からの災害廃棄物を集積し、破碎、選別等の処理を行い、焼却施設や再資源化施設への搬出拠点として設置。 	災害発生以降、想定される災害廃棄物量に応じて、愛媛県等の関係機関と調整し、設置場所等について検討を行う。

<一次仮置場のイメージ>



平成30年7月豪雨（西予市（乙亥会館））



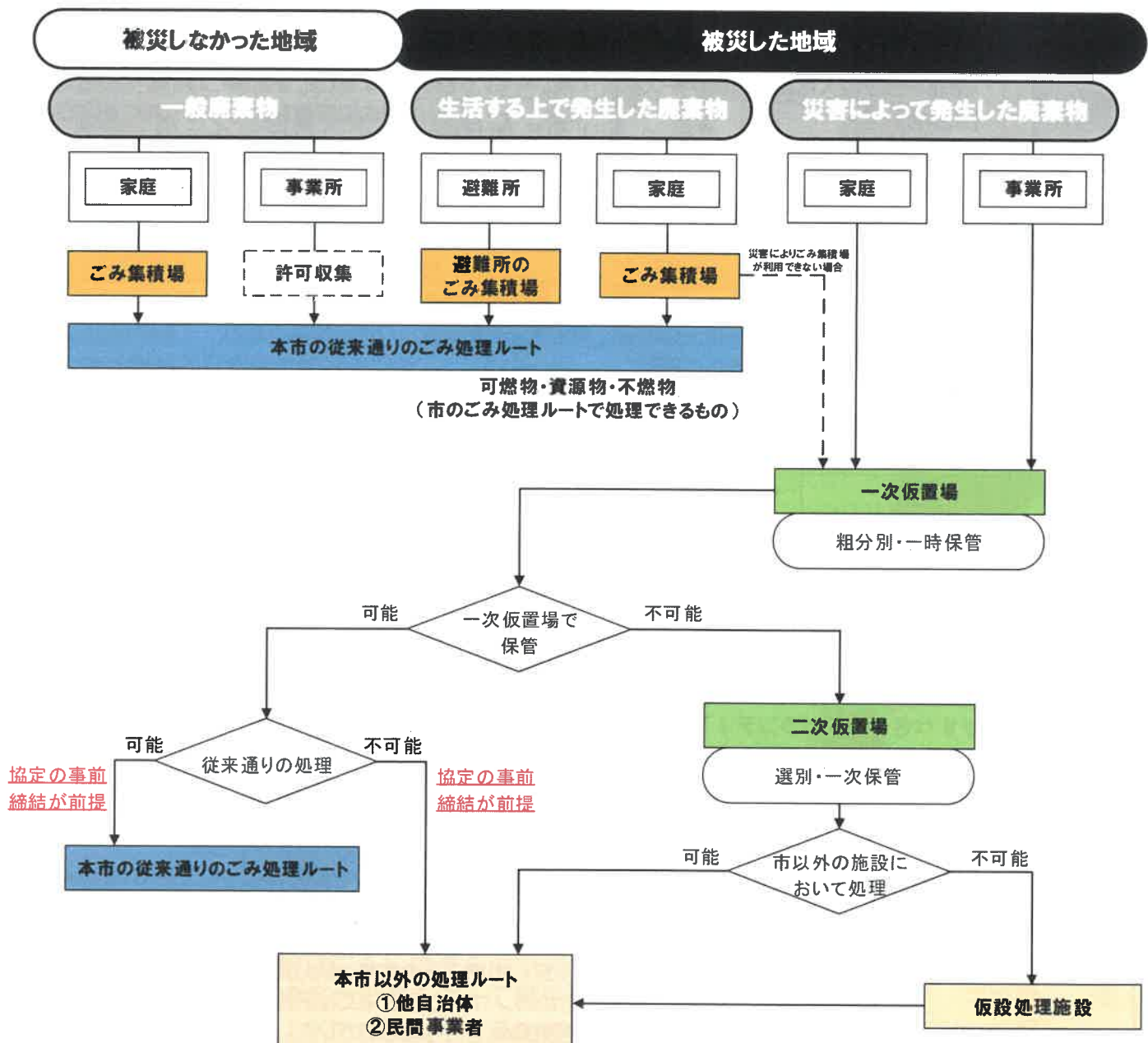
平成30年7月豪雨（西予市（野村ダム））

災害廃棄物等の排出ルール

災害によって発生した廃棄物は、一次仮置場に保管された後、本市もしくは本市以外の処理ルートで処理が行われる。被災しなかった地域の生活ごみは、本市の通常通りの処理ルートによって処理が行われる。

項目	廃棄物の種類		排出先	分別区分
被災しなかった地域	一般廃棄物	家庭で発生する廃棄物	ごみ集積所	もやすごみ、プラスチック
		事業所で発生する廃棄物	許可収集	製容器包装、かん類等
被災した地域	生活する上で発生した廃棄物	避難所の生活ごみ	避難所のごみ集積所	もやすごみ、プラスチック
		家庭で発生する廃棄物	ごみ集積所	製容器包装、かん類等
	災害によって発生した廃棄物		一次仮置場	可燃物、不燃物、コンクリートがら等

【災害発生以降の廃棄物処理の考え方】



3 災害廃棄物対策（発災直後～3ヶ月程度）

想定される災害廃棄物等の主な発生量

<地震及び風水害に伴う災害廃棄物発生想定量>

災害区分及び名称	災害発生に伴う被害	災害廃棄物発生量 [t]
【地震】南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	揺れ、液状化、土砂災害、火災、津波	2,219,854*1
【風水害】平成30年7月豪雨	土砂災害、浸水	22,777*2

※1：推計値 ※2：実績値

<地震及び風水害に伴う避難所ごみ等発生想定量>

ごみ区分	災害区分及び名称	発生量	留意事項
し尿	【地震】南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	52 [kL/日]	可能な限り災害発生直後に初動対応を開始する必要がある。
	【風水害】平成30年7月豪雨	45 [kL/日]	
避難所ごみ	【地震】南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	8 [t/日]	可能な限り災害発生直後から収集を開始することを原則とし、遅くとも3日以内に収集を開始する（特に腐敗性の可燃ごみ等への対応要）。
	【風水害】平成30年7月豪雨	0.6 [t/日]	

災害発生直後から3ヶ月程度時に検討が必要な事項

対応時期	検討内容
初動時（数日間）	<ul style="list-style-type: none"> 専門チームの立上げ、責任者の決定、指揮命令系統の確立 被害状況の把握、被害状況を愛媛県及び関係団体へ連絡 市民への周知 …等
応急対応時前半（3週間程度）	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の発生量、処理可能量の推計 収集運搬体制の確保、一次仮置場の必要面積の算定 有害廃棄物、危険物の所在及び発生量の把握 …等
応急対応時後半（3ヶ月程度）	<ul style="list-style-type: none"> 二次仮置場の設置を含めた処理スケジュールの検討、見直し 環境モニタリングの検討、実施 中間処理施設の補修、再稼動の実施 …等

4 平成30年7月豪雨から得た災害廃棄物処理に係る留意事項

対応時期	内容
次の災害で活かすべき留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア、消防団との連携 仮置場の確保 …等
対応の改善事項 ●：対応すべき項目 ⇒：要因	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂処分の方法に関する経済比較も含めた調査・研究 ⇒詳細な取り決めがないため、算出方法が不明であった。 ● 引き受けできる廃棄物の種類について住民へ周知・徹底する必要 ⇒災害発生初期段階において、住民が様々なごみを持ち込むことで法令に則った適正な廃棄物処理ができなかった。 ● 災害廃棄物を運搬する車両の確保 ⇒災害廃棄物の運搬車両が不足し災害ごみの収集、処分場への搬出に時間を要した。 ● 仮置場での無事故運営のためのノウハウ等をマニュアル化し継承することが必要 ⇒ルールを破り、夜間に災害廃棄物を持ち込む方がいた。 …等